

緊急事態宣言発令中の管理業務対応について

2021年1月7日、東京・神奈川・千葉・埼玉の1都3県に対して、政府より2度目となる緊急事態宣言が発令されました。

弊社と致しましては、居住者皆様への感染拡大防止と社員スタッフの安全を最優先で対応いたします。当該期間における弊社管理業務対応について、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 建物管理担当者・事務職員等の配置について

時差出勤・テレワーク等で、感染予防及び感染拡大予防策を講じた上で、通常通りの業務を行います。お電話が繋がりにくい・担当者との連絡がつきにくいといったご不便の発生も考えられます。各種お手続きやお問合せ等につきましては、弊社ホームページのお問合せフォームやお申込みフォームをご利用ください。

2. 共用部分の各種工事、保守点検等について

感染予防及び感染拡大防止策を講じた上で通常通り実施いたします。室内に立ち入る作業の際には、感染予防及び感染拡大予防策を徹底いたしますが、入室前にインターホン越しに一声お掛け致しますので、ご指示ください。

3. 緊急時の連絡先及び対応について

連絡先に変更はありません。なお、平時の対応に比べ遅れが生じる場合があります。

4. 管理組合の皆様へ

理事会、総会等の会合につきましては、リモート会議や感染リスクの少ない方法での開催を提案いたしますので、ご協力を頂けますようお願いいたします。

以上

管理会社 株式会社メイプルリビングサービス
代 表 電 話 03-5489-4344
夜間等緊急受付センター 03-5489-4334